

2022年1月27日

長野市長 荻原健司様  
長野市教育長 丸山陽一様  
長野市保健所長 小林良清様

長野市議会 改革ながの市民ネット  
代表 松木茂盛

### 新型コロナウイルス感染症「まん延防止等重点措置」適用にあたっての緊急要望

新型コロナウイルス感染症「第6波」から市民の生命、健康、就業、安心を守るため、日夜ご奮闘をいただいておりますことに心から敬意と感謝を表します。

さて、1月25日、長野県全域に改正特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることが正式決定され、本日1月27日から2月20日までの期間で実施されます。

県は26日、デルタ株等と異なるオミクロン株の特徴を踏まえ、「県民の総力で対応すること」、「医療機能の確保と社会を支える基礎的活動の維持の両面を重視すること」を基本理念とする「まん延防止等重点措置」の適用に伴う取り組み方針をまとめ発表、本市では県の方針を踏まえ、27日の市対策本部で市としての取り組み方針を決定したところです。

感染性が極めて強い一方、重症化リスクが少ないとされるオミクロン株の特性を踏まえた対応とされているところですが、感染者や濃厚接触者の急増により社会機能の維持が脅かされていることを重視し、市行政におけるきめ細かな対応と市民を挙げての感染防止対応に全力を尽くす局面です。

については、「まん延防止等重点措置」適用下、新型コロナウイルス「オミクロン株」の感染から市民の生命、健康を守り抜くため、下記の通り、緊急に申し入れます。

### 記

1. 「人流抑制」と「人数制限」両面からの感染防止策の徹底が必要であると判断する。こうした観点からの基本的な感染防止策を徹底して講じること。
2. 県が実施する「営業時間短縮要請に応じた飲食店への協力金支給」を踏まえ、時短営業等に伴い影響を受ける卸業や営業時間等の条件が対象外となる飲食店、観光業など、国・県の支援の行き届かない関連事業者に対し、市単独で支援を拡充すること。
3. ワクチン3回目接種は、医療従事者・高齢者施設の入所者及び従事者などは2カ月前倒しの6カ月後、65歳以上の高齢者は1カ月前倒しの7カ月後を基準に順次、接種券の発送が行われているところであるが、県の最大限の前倒し方針を踏まえ、6カ月スパンでの3回目接種を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、集団接種を活用した優先的接種を講じること。
4. ワクチン3回目接種はファイザー製からモデルナ製への交互接種の割合が高まることから、交互接種の安全性の周知を図り、円滑な3回目接種を促進すること。

5. 5歳から11歳の子どもに対するワクチン接種にあたっては、高齢者や社会機能維持者等への接種を優先し、慎重な対応を図ること。また、副反応に対する正しい認識を広げつつ、接種準備に取り組むこと。

6. 県が実施する無症状で感染不安を抱く県民に対するPCR検査・抗原定性検査体制の拡充を県に要請するとともに、市単独で希望者に対する簡易検査キットの無償提供など検査体制の拡充を図ること。また、検査キット等の確保に努められたい。

7. 国は医療機関による診断を緩和し、一部検査なしの症状診断による療養の方針を打ち出したが、医療機関の検査・診断を踏まえた医療・療養態勢を維持されたい。

8. 1月26日段階で、感染者は985人、内自宅療養が550人、調整中が263人とされ、濃厚接触者は約3,000人に上ると推定されるが、積極的疫学調査を最大限継続されたい。そのために市役所内及び保健師OBなど保健所の支援体制を抜本的に拡充すること。また、条件が整うようであれば民間医療機関からの看護師・保健師の派遣支援を検討されたい。

9. 買い物等に出かけられない自宅療養陽性者（濃厚接触者を含む）に対する保健所（健康観察センター）からの定期的健康チェックの徹底、食事や生活必需品の提供体制を確立されたい。実施にあたり、配送・配達など災害応援協定を活用した支援体制を検討されたい。

10. 児童・生徒の感染拡大により本市では1月26日から小中学校の分散登校・分散学級等の特別措置が講じられているところであるが、対面授業とオンライン授業の併用において、十分な学習が保障されるよう特段の配慮・指導を徹底すること。

11. 要保護児童・生徒、就学援助児童・生徒に対し、食事の提供等、健康を維持するための支援を実施すること。

12. 児童センターやこどもプラザの継続運営にあたり、受け入れ時間の拡大等に伴い、安全で継続的な運営が図れるよう、小学校教員・市職員による応援体制に万全を期すこと。

13. 市役所のBCPに基づき、市民サービスの停滞を招かぬよう確実かつ万全な体制を確立すること。

14. 陽性患者、濃厚接触者のプライバシーの保護と偏見や差別、誹謗中傷を防止するための啓発等さらなる徹底を図ること。

15. 市民及び議会に対し、丁寧な情報提供、相互理解を通じた事態打開に努めること。

以 上